



五管区水路通報第50号

484項-495項

令和5年12月22日

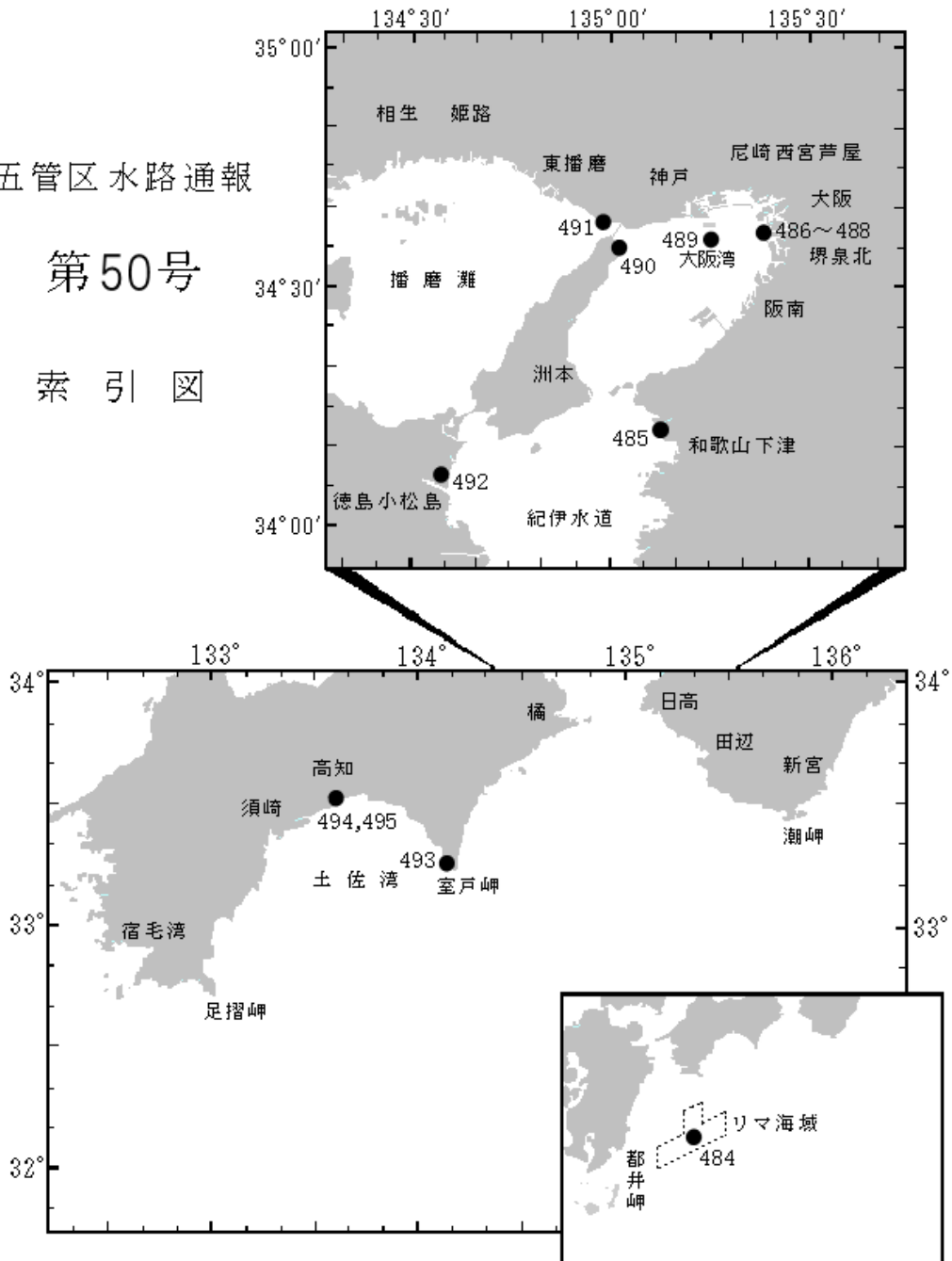
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第484項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射爆撃訓練
第485項	紀伊水道	和歌山下津港、和歌山区、南区	水中障害物存在
第486項	阪神港	堺泉北区、第7区	観測機器設置
第487項	阪神港	大阪区、第5区及び第6区	観測機器設置
第488項	阪神港	大阪区、第4区	護岸改修工事
第489項	大阪湾		情報聴取義務海域について
第490項	瀬戸内海	淡路島、岩屋港	標識灯消灯
第491項	瀬戸内海	明石港	灯台について
第492項	紀伊水道	今切港	灯付浮標消灯
第493項	四国南岸	室津港	防波堤築造工事
第494項	四国南岸	高知港	防波堤改修工事
第495項	四国南岸	高知港	防波堤補修工事

五管区水路通報

第50号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報 バックナンバー	水路通報等の解説	水路測量実施区域
		
小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)	定置漁具の敷設情報	海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)
		

★5年484項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水爆撃訓練が実施される。

期 間 令和6年1月1日～31日(土曜、日曜及び祝日を除く)0800～1700

区 域 下記10地点により囲まれる区域

(1) 32-09-13N 132-59-51E

(2) 31-48-13N 132-59-51E

(3) 32-02-13N 133-29-51E

(4) 31-42-13N 133-29-51E

(5) 31-04-13N 132-07-51E

(6) 31-25-13N 132-07-51E

(7) 31-30-43N 132-09-21E

(8) 32-00-13N 132-34-51E

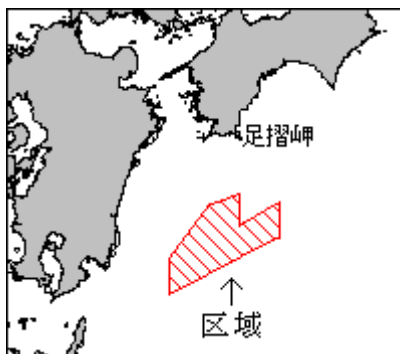
(9) 32-03-13N 132-37-51E

(10) 32-01-43N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省防衛政策局

[→TOP](#)



★5年485項 紀伊水道 — 和歌山下津港、和歌山区、南区 水中障害物存在

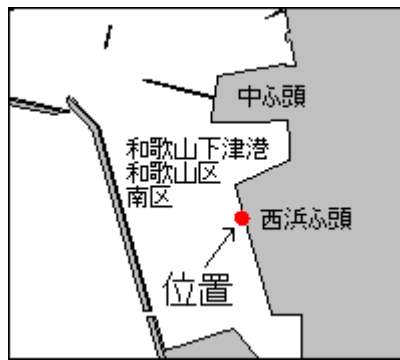
和歌山区南区において、水中障害物が存在する。

位 置 34-12-26.8N 135-08-30.3E(水深約12.9m)

海 図 W1150(JP共)

出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★5年486項 阪神港 — 堺泉北区、第7区 観測機器設置

観測機器が水中(海面下約 3m 以下)へ設置される。

期 間 令和 6 年 1 月 9 日～3 月 15 日(予備日含む)

位 置 下記 4 地点付近

(1) 34-36-26N 135-20-18E 大阪灯標(灯台表第 1 巻 3553.3)へ係留

(2) 34-34-36N 135-23-38E

(3) 34-34-36N 135-22-44E

(4) 34-34-36N 135-20-54E

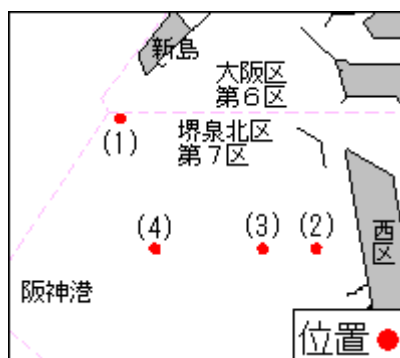
備 考 観測機器の位置を示す灯付浮標(黄)を設置

潜水士・作業船による設置及び撤去作業中は警戒船を配備

海 図 W123(JP共)－W1146(JP共)－W1103(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★5年487項 阪神港 — 大阪区、第5区及び第6区 観測機器設置

観測機器が水中(海面下約 3m 以下)へ設置される。

期 間 令和 6 年 1 月 9 日～3 月 15 日(予備日含む)

位 置 下記 3 地点付近

(1) 34-38-01N 135-22-03E

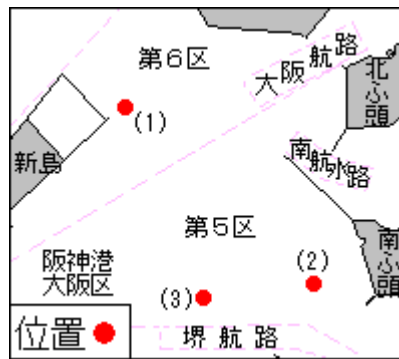
(2) 34-36-47N 135-23-38E

(3) 34-36-42N 135-22-44E 大阪港波浪観測塔灯(灯台表第 1 巻 3579.5)へ係留

備 考 観測機器の位置を示す灯付浮標(黄)を設置

潜水士・作業船による設置及び撤去作業中は警戒船を配備

海 図 W123(JP共)－W1146(JP共)－W1103(JP共)



★5年488項 阪神港 — 大阪区、第4区 護岸改修工事

南港大橋付近において、潜水士・作業船等による護岸改修工事が実施される。

期 間 令和6年1月9日～5月31日 日出～日没

区 域 下記3地点を結ぶ線上付近

(1) 34-37-28N 135-25-54E

(2) 34-37-27N 135-25-58E

(3) 34-37-28N 135-26-00E

備 考 可航幅 75m を確保

警戒船を配備

海 図 W1146(JP共)－W123(JP共)

出 所 阪神港長



★5年489項 大阪湾 情報聴取義務海域について

令和6年2月1日、下記のとおり情報聴取義務海域が拡大される。

区域1 下記24地点により囲まれる区域

(1) 34-36-30.6N 135-20-06.1E

(2) 34-36-42.6N 135-19-58.2E

(3) 34-37-00.1N 135-20-15.0E

(4) 34-36-45.9N 135-20-39.7E

(5) 34-38-11.9N 135-23-01.5E

- (6) 34-37-41.2N 135-23-46.0E
- (7) 34-37-36.0N 135-24-08.1E
- (8) 34-37-26.6N 135-24-03.8E
- (9) 34-37-31.9N 135-23-41.5E
- (10) 34-37-44.8N 135-23-20.4E
- (11) 34-36-30.3N 135-23-16.3E
- (12) 34-36-30.3N 135-23-35.2E
- (13) 34-35-34.4N 135-25-32.7E
- (14) 34-35-14.5N 135-26-24.1E
- (15) 34-35-04.2N 135-26-27.5E
- (16) 34-35-26.3N 135-25-29.8E
- (17) 34-36-17.9N 135-23-42.1E
- (18) 34-36-20.7N 135-23-28.0E
- (19) 34-36-20.7N 135-23-16.3E
- (20) 34-33-27.9N 135-23-22.6E
- (21) 34-33-27.9N 135-24-32.8E
- (22) 34-33-18.7N 135-24-32.8E
- (23) 34-33-18.3N 135-18-39.1E
- (24) 34-33-49.3N 135-17-54.5E

区域2

- 下記 8 地点により囲まれる区域
- (25) 34-40-21.9N 135-14-40.0E
 - (26) 34-40-30.5N 135-14-56.7E
 - (27) 34-38-42.4N 135-16-13.0E
 - (28) 34-37-48.3N 135-18-52.8E
 - (29) 34-36-34.1N 135-11-12.8E
 - (30) 34-37-07.8N 135-10-04.9E
 - (31) 34-38-05.9N 135-15-32.2E
 - (32) 34-38-33.6N 135-15-56.4E

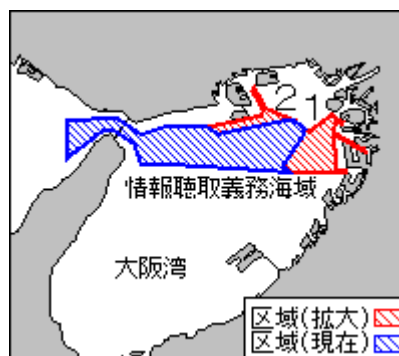
海 図

W1110(JP共)ーW1146(JP共)ーW123(JP共)ーW1103(JP共)ー
W150A(JP共)ーW106(JP共)ーW100AーJP5512

出 所

令和 5 年国土交通省令第 72 号

[→TOP](#)



★5年490項 瀬戸内海 — 淡路島、岩屋港 標識灯消灯

岩屋港西防波堤北西端に設置されている簡易標識灯(緑灯)が消灯している。

区域 34-35-37N 135-00-57E 付近

海図 W1217(分図「岩屋港」)

出所 神戸海上保安部

[→TOP](#)



★5年491項 瀬戸内海 — 明石港 灯台について

五管区水路通報 5 年 43 号 401 項削除

明石港東外港西防波堤灯台(灯台表第 1 巻 3823)(34-38.5N 134-59.4E)は改修工事のため灰色のシートに覆われて灯塔が見えにくくなっていたところ、工事完了し復旧した。

海図 W1217(分図「明石港」)－W131(JP共)－W150A(JP共)
－W150B－W106(JP共)

出所 五本部交通部

[→TOP](#)



★5年492項 紀伊水道 — 今切港 灯付浮標消灯

今切川において、灯付浮標(黄色)は消灯している。

区域 34-06-59N 134-33-40E 付近

海図 W1214(接続図)

出所 徳島海上保安部

[→TOP](#)



★5年493項 四国南岸 — 室津港 防波堤築造工事

五管区水路通報 5 年 44 号 419 項関連

起重機船による防波堤築造工事が実施される。

期 間 令和 6 年 1 月 4 日～令和 6 年 6 月 20 日(予備日 6 月 21 日～30 日) 日出～日没

区 域 下記 4 地点により囲まれる海域

(1) 33-17-21N 134-08-04E

(2) 33-17-22N 134-08-19E

(3) 33-17-17N 134-08-20E

(4) 33-17-17N 134-08-04E

備 考 区域を灯付浮標で明示

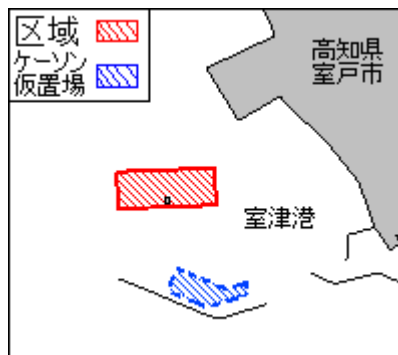
海図記載のケーソン仮置場付近で捨石の積込作業が実施される

警戒船を配備

海 図 W1140

出 所 高知海上保安部

[→TOP](#)



★5年494項 四国南岸 — 高知港 防波堤改修工事

五管区水路通報 5 年 36 号 297 項関連

第 7 ふ頭付近において、潜水士・起重機船等による防波堤改修工事が実施される。

期 間 令和 6 年 1 月 15 日～18 日(予備日を含む) 日出～1000 頃

区 域 下記 7 地点により囲まれる区域

(1) 33-30-48N 133-35-32E

(2) 33-30-50N 133-35-39E

(3) 33-30-52N 133-35-38E

(4) 33-30-56N 133-35-54E

(5) 33-30-44N 133-35-58E

(6) 33-30-37N 133-35-32E

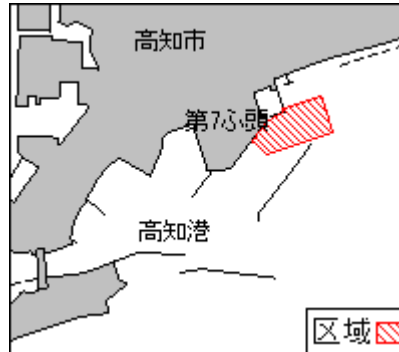
(7) 33-30-41N 133-35-26E

備考 ケーソン(1 函)をえい航して区域内の防波堤先端へ据え付ける
警戒船を配備

海図 W110

出所 高知港長

[→TOP](#)



★5年495項 四国南岸 — 高知港 防波堤補修工事

五管区水路通報 5 年 32 号 263 項関連

桂浜防波堤付近において、潜水土・作業船による防波堤補修工事が実施されている。

期間 令和 6 年 1 月 31 日まで 日出～日没

区域 33-30-06N 133-34-42E 付近

備考 水深 5m(アンカーワイヤー上)を明示する浮標を設置
浅所の位置を示す浮標を設置
警戒船を配備

海図 W110

出所 高知港長

[→TOP](#)

